

令和8年3月3日

土木部監理課
担 当：長
内 線：5010
外 線：076-225-1712

石川県建設工事請負業者の指名停止について

1 指名停止業者名及び住所

- | | |
|---------------------|-------------------|
| (1) 日本交通技術（株） | 東京都台東区上野7丁目11番1号 |
| (2) 大日コンサルタント（株） | 岐阜県岐阜市藪田南3丁目1番21号 |
| (3) (株) トーニチコンサルタント | 東京都渋谷区本町1丁目13番3号 |

2 指名停止期間

- | | |
|---------------------|------------------------------|
| (1) 日本交通技術（株） | 令和8年3月3日 から 令和8年7月2日 まで（4箇月） |
| (2) 大日コンサルタント（株） | 令和8年3月3日 から 令和8年5月2日 まで（2箇月） |
| (3) (株) トーニチコンサルタント | 令和8年3月3日 から 令和8年5月2日 まで（2箇月） |

3 指名停止事由

地方公共団体等が発注する跨線橋点検等業務をめぐり、独占禁止法第3条（不当な取引制限の禁止）の規定に違反する行為を行っていたとして、令和7年12月19日、公正取引委員会は違反事業者を公表し、排除措置命令及び課徴金納付命令を行ったことを発表した。

公表された違反事業者には、上記3者が含まれており、当該事実は、県指名停止要綱別表第2第8号に該当すると認められるため指名停止とする。

(参考)

石川県建設工事請負業者の指名停止に関する要綱
別表第2（贈賄及び不正行為等に基づく措置基準）

措置要件	期 間
(独占禁止法違反行為) 8 石川県、新潟県、富山県及び福井県の地域内において業務に関し独占禁止法第3条又は第8条第1号に違反し、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき	2箇月以上 9箇月以内